

## 機密保持契約書

株式会社ピーエスシー（以下「甲」という）と株式会社\_\_\_\_\_（以下「乙」という）とは、第1条に定める目的のために両当事者が開示する情報の取り扱いに関して、次のとおり契約を締結する。

### 第1条（目的）

本契約は、甲または乙がそれぞれ保有する情報を、相手方に対し提供または開示する際の条件を定めるものである。

### 第2条（機密情報）

本契約において機密情報とは、甲または乙が本契約の有効期間中に相手方に提供または開示した情報であって、次に定めるものをいう。

(1) 機密情報を開示する当事者（以下「開示者」という）が、機密情報の開示を受ける当事者（以下「被開示者」という）に対し、提供または開示した技術、開発、製品、営業、計画、ノウハウまたは第三者に関するものを含む一切の情報のうち、適切な表示（「CONFIDENTIAL」「秘」など）により、機密である旨明示された情報

2. 前項の規定に拘わらず、被開示者が次の各号に定めることを証明することのできる情報は、機密情報から除外するものとする。
- (1) 開示者から開示を受ける前に、被開示者が正当に保有していた情報
  - (2) 開示者から開示を受ける前に、公知となっていた情報
  - (3) 開示者から開示を受けた後に、被開示者の責に帰すべからざる事由により公知となった情報
  - (4) 被開示者が、正当な権限を有する第三者から機密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
  - (5) 被開示者が、開示された情報によらず独自に開発した情報
  - (6) 裁判所や行政機関の拘束力のある手続によって要求された場合。但し、当該要求を受けた被開示者は、速やかに開示者に当該要求を通知したうえで対応策を協議し、決定した対応策を誠実に履行するものとする

### 第3条（機密保持）

甲および乙は、開示者から開示された機密情報を秘密として保持し、事前に開示者の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示または漏洩してはならない。

2. 甲および乙は、その業務の一部または全部を第三者に委託し、または第三者と共同して業務の一部または全部を遂行する場合といえども、事前に開示者の書面による承諾を得ることなく、開示者から開示された機密情報を当該第三者に対し開示または漏洩してはならない。

### 第4条（被開示者の役員等に対する責務）

甲および乙は、開示者から開示された機密情報について、自己の役員または使用人のうち、当該機密情報を業務遂行上知る必要のある者に限定して開示するものとし、それ以外の役員または使用人に対して開示または漏洩してはならない。

2. 甲および乙は、開示者から開示された機密情報を知得した自己の役員または使用人に対し、本契約に定める機密保持義務の遵守を徹底させるものとする。

## 第5条（第三者被開示者）

甲および乙は、開示者からの事前の書面による承諾に基づき、第三者に機密情報を開示したときは（以下当該第三者を「第三者被開示者」という）、第三者被開示者に対し、本契約に基づき自己が負うのと同等の責任ないし義務を課さなければならない。

## 第6条（第三者の機密情報）

甲および乙は、被開示者に開示または提供しようとする機密情報のなかに、第三者の事前または事後の承諾を必要とする機密情報が含まれている場合は、開示者は開示の趣旨および被開示者等の事項を明示したうえ、当該第三者から必要な承諾を得るものとする。

## 第7条（開示義務の不存在）

甲および乙は、本契約の締結により、自己が保有する機密情報の一部または全部を相手方に対し開示する義務を負うものではないことを確認する。

## 第8条（知的所有権等）

甲および乙は、開示者から機密情報の開示を受けることによって、開示者またはその他第三者のいかなる知的所有権あるいはその実施権等を取得するものではないことを確認する。

## 第9条（発明等）

被開示者が相手方の機密情報を利用して発明等を行った場合は、遅滞なく開示者に通知するものとする。この場合、当該発明等の帰属については、甲乙協議のうえ決定する。

## 第10条（管理責任）

甲および乙は、開示者から開示された機密情報の秘密を保持するため、当該機密情報の一部または全部を含む資料、記憶媒体、有形または無形物およびそれらの複写または複製物等（以下「機密情報資料」という）につき、秘密が普通に開示または漏洩されないよう他の資料等と明確に区別を行い、善良な管理者の注意義務をもって管理しなければならない。

## 第11条（禁止事項）

甲および乙は、事前に開示者の書面による承諾を得ることなく、次の各号に定める行為をしてはならない。

- (1) 開示者から開示された機密情報を本契約第1条に定める目的以外の他の目的に使用すること
- (2) 開示者から開示された機密情報を複写または複製すること
- (3) 開示者から開示された機密情報の一部または全部を含む一切の機密情報資料等を第三者に使用許諾し、または譲渡もしくは貸与すること

## 第12条（返還義務）

甲および乙は、本契約中はもとより本契約終了後といえども、開示者から要求があったときは、開示された機密情報の一部または全部を含む機密情報資料等を、開示者の指示に従い返還、廃棄または、消去するものとし、廃棄または消去したときはその旨を書面により開示者に通知するものとする。

## 第13条（損害賠償）

甲および乙は、本契約の各条項に違反したときは、相手方が被った損害を賠償する責を負うものとする。

## 第14条（有効期間）

本契約の有効期間は、甲または乙が情報を提供または開示してから、基本契約の締結のときまでとする。

2. 本契約の終了後といえども、第2条乃至第5条、第10条乃至第13条および第15条の規定については、本契約終了後から3年間有効に存続するものとする。

第15条（合意管轄）

甲および乙は、本契約に関連して生じた紛争については、東京地方裁判所をもって、第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第16条（規定外事項の協議）

甲および乙は、本契約に定めのない事項または本契約の条項の解釈に疑義が生じたときは、本契約締結の趣旨に則り、甲乙誠意をもって協議のうえ解決するものとする。

本契約書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ各1通を保有する。

平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

甲：東京都港区芝公園2丁目2番18号  
株式会社 ピーエスシー  
代表取締役 鈴木 正之

乙：